

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十五条（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第四十四条第一項第三号、第六十条第一項及び第八十六条の七第二項（同法第八十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第二号中「排水」を「放流水」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

一 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定による排水基準により、屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項第一号の表に掲げる生物化学的酸

素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合 当該排水基準

二 浄化槽法第四条第一項の規定による技術上の基準により、屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合 当該技術上の基準

第一百十二条第十四項中「又は第十三項」を「又は前項」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同項第一号中八を二とし、口を八とし、イの次に次のように加える。

口 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

第一百十二条第十四項第二号中「第十三項」を「前項」に改め、同号イ中「及び口」を「から八まで」に改める。

第二百二十六条の二第二項中「及び」の下に「口並びに」を加える。

第二百二十九条の十三の二第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改め、同条第三号中「及び八」を

「、口及びニ」に改め、同条第四号中「こえる」を「超える」に改める。

第三百三十六条の二第一号中「及びハ」を「、口及びニ」に改める。

第三百三十七条の十四第三号口中「及び」の下に「口並びに」を加える。

第四百四十五条第一項第二号イ中「及び」の下に「口並びに」を加え、同条第三項第二号中「瓦」を「瓦^{かわら}」

に、「コンクリートブロック」を「コンクリートブロック」に、「テラコッタ」を「テラコッタ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項第二号及び第三項の改正規定は、平成十八年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の建築基準法施行令(以下「新令」という。)(¹第百十二条第十四項各号、第百二十六条の二第二項、第百二十九条の十三の二第三号、第百三十六条の二第一号、第百三十七条の十四第三号口及び第百四十五条第一項第二号の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この

政令の施行前においても、新令の例によりすることができると。

理 由

浄化槽法の規定により尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について一定の技術上の基準が定められた場合における尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の汚物処理性能に関する技術的基準の特例を定める等の必要があるからである。